

令和9年度 年間定期利用予約申請要領（一次募集用）

1 予約申請について

(1) 申請対象者

次の全ての条件を満たす団体

- (1)市民または市内に勤めている人で構成され、団体の代表者が成人である団体
- (2)年間を通じて、おおむね週1回以上スポーツ活動を行う団体

(2) 申請できる施設

別紙 定-2-1 「対象施設一覧表（学校体育施設：体育館）」

別紙 定-2-2 「対象施設一覧表（学校体育施設：グラウンド）」

別紙 定-3 「対象施設一覧表（一般体育施設）」

(3) 申請できる施設利用時間

- ・ 1日を「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」の4つに分割し、それぞれを時間枠としています。
この時間枠の中で、ご希望の時間を記入してください。

時間枠の詳細は、別紙 定-4 「予約可能な時間枠」をご確認ください。

【例_12:00～14:00の活動】

「午前」12:00～13:00と、「午後」13:00～14:00の、週2回の活動とみなします。

- ・ 利用時間は、利用を開始する時刻（準備を含む）から退室する時刻（片付けを含む）です。これらを踏まえた時間をご申請ください。
- ・ 開館時間外の利用および申請はできません。 ※令和9年度から施設の開館時間、休館日、使用料の見直しを予定していますのでご注意ください。

(4) 申請できる期間

○一般体育施設 … 「4月～11月まで」と「12月～翌年3月まで」（2期）

※冬期間の屋外施設閉鎖期間を踏まえ、2期に分けて募集します。

○学校体育施設 … 4月～翌年3月まで（通年）

(5) 申請回数について

- ・ 一次募集における予約の回数は、1団体当たり学校体育施設及び一般体育施設を合わせて週2回分までとします。
- ・ なお、1団体で複数のチームを有し、別々に活動している場合は、チームごとに週2回まで申請を可能とします。（その際は、チームの構成員名簿を添付してください。）
- ・ 週3回目以降の活動に係る調整（二次募集、三次募集）は、募集開始時に市ホームページへの公開及び情報提供メール登録者宛の一斉送信により周知を行います。

2 申請方法について … (1) または (2) の方法により申請してください。

今回から、申請様式への記載内容に「利用人数」・「代表者」に関する項目を追加しました。

(1) 上越市電子申請システムを使って申請

「上越市電子申請システム」とは、パソコンやスマートフォンを使って、上越市への申請、届出等の行政手続等をオンラインで行うことができるサービスです。

上越市ホームページにリンク先を掲載しているほか、上越市電子申請システムのサイト内から検索することができますので、専用ページからご申請ください。



電子申請システムによる
手続きはこちらから

令和9年度 年間定期利用予約申請要領（一次募集用）

(2) 申請書を使って申請

電子申請システムを利用できない場合は、申請書を使った申請を受け付けます。

様式は、上越市ホームページに掲載しているほか、上越市教育委員会スポーツ推進課及び各総合事務所（教育・文化グループ）にも配置しています。申請書様式のひな型を変更したり、過去の様式を使用した申請は無効となりますので、ご注意ください。

① ご提出方法

(ア) 窓口持参

- ・上越市教育委員会スポーツ推進課（教育プラザ内）又は各総合事務所（教育・文化グループ）へご提出ください。
- ・受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。時間外の受付は行っていません。

(イ) メール、郵送、ファックス、

- ・郵送及びファックスの宛先は、下記「問い合わせ先」をご覧ください。
- ・メールで申請する場合は、「sports-nenkanyoyaku@city.joetsu.lg.jp」（「1」は「L」の小文字）へ申請書（必要な場合は添付資料）を添付して送付してください。

.....(注意).....これ以外アドレス宛に送信した申請は無効となりますのでご注意ください.....

- ・窓口持参以外で申請書を提出する場合、受付後、受領通知を送付（返信）します。ご提出から1週間経っても受領書が届かない場合は、下記へお問い合わせください。

項目	記入事項
団体名	団体の正式名称を記入
利用人数	施設を利用する人数を記入
申請者情報	それぞれ必要事項を記入（メールアドレスを記入にご協力ください）
代表者情報	それぞれ必要事項を記入
減免番号等	減免団体登録・公共施設予約システムの登録がある場合に記入
利用目的	該当するものを選択 ※その他の場合は（ ）内に内容も記入
競技種目等	該当するものを選択 ※その他の場合は（ ）内に内容も記入
活動時期	学校体育施設は「通年」、一般体育施設は「4～11月」又は「12～3月」を記入
施設区分	該当するものを施設区分を選択
施設名	・施設区分で「学校」を選択した場合は、「通年」の欄に記入 ・施設区分で「一般」を選択した場合は、「4月～11月」及び「12月～3月」の欄にそれぞれ記入
曜日	希望する曜日を記入
時間	開始時間（準備を含む）、終了時間（片付けを含む）を記入（24時間表記）

3 予約申請の調整方法について（決まり方）

- (1) 施設の優先順位に基づき、週1回目、週2回目の順で仮決定します。
優先順位に優劣のない予約申請が重複した場合、市の抽選により仮決定します。
- (2) 第1希望に落選した場合は、第2希望、第3希望・・・と順次調整を行います。
- (3) 希望する回数分の施設を確保できなかった団体には、未確定通知を送付します。その際、空き施設を開示しますので、その中から希望される施設を選び、再申請を行ってください。

4 施設の予約優先順位について

(1) 学校体育施設

- ・学校は青少年の教育の場であり、地域活動との連携が不可欠であることから、
①学区内のPTA、学区内の町内会、②青少年団体、③一般団体 の順で調整します。
- ・土日のグラウンド利用については、練習場所の確保が天候の影響を受けやすい屋外競技団体への配慮を目的として、青少年（中学生以下）団体に限り同学校の体育館とのセット予約を可能

令和9年度 年間定期利用予約申請要領（一次募集用）

とします。

※体育館及びグラウンド、またはどちらかの希望が重複した場合は、調整・抽選の対象です。

※一般体育施設（体育館）とのセット予約は不可ですのでご注意ください。

※なお、使用しない施設がある場合は、速やかにキャンセル連絡をお願いします。

(2) 一般体育施設

施設の特性や機能を踏まえ、次のとおり取り扱います。

施設名	優先対象
高田スポーツセンター	武道団体
勤労身体障害者体育館	福祉団体
少年野球場	幼年野球団体
スポーツ公園、今泉スポーツ広場多目的広場	サッカー団体
清里スポーツ公園グラウンド	ソフトボール団体
野球場	野球団体
13区体育施設等	該当区の総合型地域スポーツクラブの主催活動 ※総合型地域スポーツクラブ加盟団体の活動は 優先対象にはなりません。

5 予約決定後の手続き（本申請）について

- ・ 予約の決定通知は、令和9年2月中旬頃に送付する予定です。
- ・ 本申請の手続は、学校体育施設は3月上旬、一般体育施設は使用日の2か月前までに行う必要があります。手続きの詳細は、予約の決定通知時に改めてお知らせします。

6 その他、注意事項

- ・ 施設の適正管理を図ることを目的に、令和9年4月1日から施設の開館時間、休館日、使用料の見直しを予定しています。 ※「対象施設一覧表」には見直し後の情報を掲載しています。
- ・ 予約が決定した場合でも、市や学校の行事、各種大会、工事等で使用できなくなる場合があります。必ず本申請時に、決定を受けた施設の利用可否を受付窓口又は公共施設予約システムで確認してください。大会等の開催数が多い屋内体育施設については、**別紙**「令和8年度の大会・イベント等開催日数」を参考にしてください。
- ・ 学校部活動の地域展開に伴い、中学校生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を将来にわたり確保・充実させるため、市の認定を受けた認定地域クラブの活動時間を優先的に取り扱うこととしますので、一部時間帯で予約ができない場合があります。※認定地域クラブの活動時間は対象施設一覧表上の「使用不可日」欄に記載してあります。
- ・ 雨天時の活動用として、同日の同時間帯で複数の施設を年間予約することはできません（学校体育施設の体育館・グラウンドのセット予約を除く）。雨天時の会場は、公共施設予約システム等で空き施設をお調べいただき、空き施設をご利用ください。
- ・ PTAの定期活動として学校体育施設を使用する場合、真にPTA活動であるかを確認するためにPTA総会資料または学校が作成したPTA活動である旨の書類（任意様式、要学校長印）を提出してください。

令和9年度 年間定期利用予約申請要領（一次募集用）

- ・ 学校体育施設における利用料の減免（減免を受けるには市の減免登録を受ける必要があります）について、減免登録団体が拠点中学校区での活動を希望したにもかかわらず抽選により対象区外の施設が内定した場合は、一次募集の調整結果に限り、使用料を100%減免とします。ただし、2次申請以降の抽選で対象区外となった場合は、通常の50%減免扱いとさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 高田城址公園内体育施設（野球場・陸上競技場・庭球場・弓道場）及び高田スポーツセンターについて、観桜会期間中（開花状況によって、期間が変動する場合あり）は、駐車場やナイト照明が利用不可となりますので、あらかじめご了承ください（詳細は、予約の決定通知時にお知らせします）。
- ・ 申請内容の確認等で、市担当者からご連絡する場合があります。なお、申請内容の不備や虚偽、申請者と連絡が取れない場合は、申請を無効にする場合があります。
- ・ 例年、繰り返しお願いしているところですが、年間定期予約を必要以上に確保し、実際は利用しないケースが未だに見受けられます。こうした行為を確認した場合は、年間予約を全て取り消しますので、必要以上の予約は厳に慎むようお願いします。
- ・ また、こうした行為を確認した場合は、下記の問い合わせ窓口まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

スポーツ推進課	(025-545-9257)	安塚区	教育文化グループ	(025-592-2003)	
浦川原区	教育文化グループ	(025-599-2104)	大島区	〃	(025-594-3101)
牧区	〃	(025-533-5141)	柿崎区	〃	(025-536-6714)
大潟区	〃	(025-534-6808)	頸城区	〃	(025-530-2360)
吉川区	〃	(025-548-2311)	中郷区	〃	(0255-74-2695)
板倉区	〃	(0255-78-2141)	清里区	〃	(025-528-3111)
三和区	〃	(025-532-2323)	名立区	〃	(025-537-2126)